

当座勘定規定（専用約束手形口用）

【別紙5】

2026年10月1日現在

第1条（当座勘定取引契約の成立）

当行は、お客様からこの規定の取引に係る、当行所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、この規定の取引に係る契約が成立するものとします。

第2条（当座勘定への受入れ）

- (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。**ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。**
- (2) 手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続を済ませてください。
- (4) 証券類の取立てのため特に費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

第3条（証券類の受入れ）

- (1) 証券類を受入れた場合には、当店で取立て、不渡り返還时限の経過後その決済を確認したうえでなければ、支払資金としません。
- (2) 当店を支払場所とする証券類を受入れた場合には、当店でその日のうちに決済を確認したうえで、支払資金とします。

第4条（本人振込）

- (1) 当行の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振込があった場合には、当行で当座勘定元帳へ入金記帳したうえでなければ、支払資金としません。ただし、証券類による振込については、その決済の確認もしたうえでなければ、支払資金としません。
- (2) 当座勘定への振込については、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

第5条（第三者振込）

- (1) 第三者が当店で当座勘定に振込をした場合に、その受入れが証券類によるときは、第3条と同様に取扱います。
- (2) 第三者が当行の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振込をした場合には、第4条と同様に取扱います。

第 6 条（受入証券類の不渡り）

- (1) 前三条によって証券類による受入れまたは振込がなされた場合に、その証券類が不渡りとなったときは、直ちにその旨を本人に通知するとともに、その金額を当座勘定元帳から引落し、本人からの請求がありしだいその証券類は受入れ店舗、または振込を受付けた店舗で返却します。ただし、第 5 条の場合の不渡証券類は振込をした第三者に返却するものとし、同条第 1 項の場合には、本人を通じて返却することもできます。
- (2) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

第 7 条（手形、小切手の金額の取扱い）

手形、小切手を受入れまたは手形を支払う場合には、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。

第 8 条（手形の支払）

- (1) この当座勘定からは、呈示期間内に支払のため呈示された専用約束手形にかぎって支払います。その他の手形、小切手の支払はしません。**なお、2026 年 10 月 1 日以降に振り出した場合は、当座勘定から支払いません。**
- (2) 当座勘定の払戻しの場合には、当行所定の請求手続をしてください。

第 9 条（手形用紙）

- (1) 当店を支払場所とする専用約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。**ただし、2026 年 9 月 30 日までに振り出してください。**
- (2) 手形用紙の請求があった場合には必要と認められる枚数を交付します。
- (3) 専用約束手形用紙以外の手形用紙および小切手用紙は交付しません。

第 10 条（手数料）

前条の手形用紙の交付を受けるにあたっては、当行所定の手数料を支払ってください。

第 11 条（支払の範囲）

- (1) 是示された手形の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当行はその支払義務を負いません。
- (2) 手形の金額の一部支払はしません。

第 12 条（支払の選択）

同日に数通の手形の支払をする場合にその総額が当座勘定の支払資金をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。

第13条（印鑑等の届出）

- (1) 当座勘定の取引に使用する印鑑（または署名鑑）は、当行所定の用紙を用い、あらかじめ当店に届出してください。
- (2) 代理人により取引をする場合には、本人からその氏名と印鑑（または署名鑑）を前項と同様に届出してください。

第14条（届出事項の変更）

- (1) 手形、手形用紙、印章を失った場合、または印章、名称、商号、代表者、代理人、住所、電話番号その他届出事項に変更があった場合には、直ちに書面によって当店に届出ください。
- (2) 前項の届出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (3) 第1項による届出事項の変更の届出がなかったために、当行からの通知または送付する書類等が延着しまたは到着しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第15条（印鑑照合等）

- (1) 手形、請求書、諸届け書類等に使用された印影または署名を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、請求書、諸届け書類等につき、偽造、変造その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 手形として使用された用紙を、相当の注意をもって第9条の交付用紙であると認めて取扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があつても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。
- (3) この規定および別に定める約束手形用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。

第16条（振出日、受取人記載もれの手形）

- (1) 手形を振出す場合には、手形要件を記載してください。もし、振出日または受取人の記載のない手形が呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。なお、2026年10月1日以降に振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当行の判断により支払を拒絶することができるものとします。
- (2) 前項の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

第 17 条（自己取引手形等の取扱い）

- (1) 手形行為に取締役会の承認、社員総会の認許その他これに類する手続を必要とする場合でも、その承認等の有無について調査を行なうことなく、支払をすることができます。
- (2) 前項の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

第 18 条（利息）

当座預金には利息をつけません。

第 19 条（残高の報告）

当座勘定の受払または残高の照会があった場合には、当行所定の方法により報告します。

第 20 条（譲渡、質入れの禁止）

この預金は、譲渡または質入れすることはできません。

第 21 条（反社会的勢力との取引拒絶）

この当座預金は、第 23 条第 3 項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第 23 条第 3 項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。

第 22 条（取引の制限等）

- (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出等を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 1 年以上利用のない預金口座は、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することができます。
- (3) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当行所定の方法により届け出るものとします。当該預金者が当行に届け出た在留期間が超過した場合、払戻し等の預金取引の一部を制限することができるものとします。
- (4) 第 1 項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (5) 前四項に定めるいずれの取引等の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は前四項にもとづく取引等の制限を解除します。

第 23 条（解約）

- (1) この取引は、本人の都合でいつでも解約することができます。ただし、当行に対する解約の通知は書面によるものとします。
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。
- なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
- ①この預金口座の名義人が存在しなかつたことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
- ②この預金の預金者が第 20 条に違反した場合
- ③この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- ④預金者が口座開設申込時に申告した利用目的どおりにこの預金口座を利用しなかつた場合、または口座開設後一定期間この預金口座を利用せず、当行が預金者の届出住所または届出電話番号に連絡しても連絡が不能である場合
- ⑤法令で定める本人確認等、及び第 22 条第 1 項で定める当行からの通知等による各種確認や提出された資料が誤りである場合
- ⑥この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
- ⑦前記①から⑥の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認に応じない場合
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、当行が取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの当座勘定を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
- ①当座勘定開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ②本人または代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合。
- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- C. 自己、自社、もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

- D.暴力団員等に対して資金を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- E.役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- ③本人または代理人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
- A.暴力的な要求行為
- B.法的な責任を超えた不当な要求行為
- C.取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D.風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- E.その他 A から D に準ずる行為
- (4) 当行は、支払資金預入れの再三にわたる遅延、支払の停止その他相互の信頼関係が失われた場合には、いつでもこの取引を解約することができます。
- (5) 当行が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着しまたは到着しなかったときは、通常到着すべき時に到達したものとみなします。
- (6) 手形交換所の取引停止処分を受けたために、当行が解約する場合には、到達のいかんにかかわらず、その通知を発信した時に解約されたものとします。
- (7) 手形用紙の交付枚数のいかんにかかわらず、毎年 6 月と 12 月の末日においてこの当座勘定の受払が 6 カ月間なかった場合には、取引はその日に終了するものとします。また、毎年 6 月と 12 月の末日において交付枚数のすべてが引落されている場合にも、同様とします。

第 24 条（取引終了後の処理）

- (1) この取引が終了した場合には、その終了前に振出された手形であっても、当行はその支払義務を負いません。
- (2) 前項の場合には、未使用の手形用紙は直ちに当店へ返却するとともに、当座勘定の決済を完了してください。

第 25 条（手形交換所規則による取扱い）

- (1) この取引については、前各条のほか、関係のある手形交換所の規則に従って処理するものとします。
- (2) 関係のある手形交換所で災害、事変等のやむをえない事由に緊急措置がとられている場合には、第 8 条第 1 項にかかわらず、呈示期間を経過した手形についても当座勘定から支払うことができるなど、その緊急措置に従って処理するものとします。
- (3) 前項の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

第26条（個人信用情報センターへの登録）

個人取引の場合において、次の各号の事由が一つでも生じたときは、その事実を銀行協会の運営する個人信用情報センターに5年間（ただし、下記第3号の事由の場合のみ6か月間）登録し、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人信用情報機関の加盟会員は自己の取引上の判断のため利用できるものとします。

- (1) 差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約されたとき。
- (2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (3) 手形交換所の不渡報告に掲載されたとき

第27条（休眠預金等活用法にもとづく取扱）

当座預金（以下「この預金」といいます。）は、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（以下「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづき取扱います。

- (1) この預金における「異動事由」を以下の事由とします。
 - ①引出し、預入れ、振込の受入れ、振込による払出し、口座振替等による預金額の異動（当行からの利子支払による預金残高の異動を除きます。）
 - ②手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求（当行が支払の請求を把握できる場合に限ります。）
 - ③お客様から、この預金について次に掲げる情報提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法にもとづく公告（以下、「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）
 - A.公告の対象となる預金に該当するかについて
 - B.公告に先立ち、休眠預金等活用法に定める事項の通知を発行する住所地について
 - ④お客様からの申し出による預金通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越（記帳する取引が無かった場合を除きます。）
 - ⑤お客様からの申し出による取引店の移管
- (2) 「最終異動日等」については、以下のとおりとします。
 - ①この預金における「最終異動日等」は、次に掲げる日のうち最も遅い日とします。
 - A.「異動」が最後にあった日
 - B.将来、債権の行使が見込まれる日
 - C.公告に先立ち、休眠預金等活用法に定める事項を記載した通知書を発行した日（通知書がお客様に到達した場合に限ります。）
 - D.休眠預金等活用法に定める預金等となった日
 - ②前記①Bにおける、「将来、債権の行使が見込まれる日」とは、次に掲げる事由に応じてそれぞれに定める日とします。
 - A.預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金の場合は、初回の満期日）

- B.初回の満期日後に次の事由が生じた場合は、その事由が生じた期間の満期日
- a.前記1.に掲げる「異動事由」
 - b.公告に先立ち、休眠預金等活用法に定める事項を記載した通知書を発行した日（通知書がお客様に到達した場合に限ります。）
- C.法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、支払が停止された場合は、その支払停止が解除された日
- D.強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分等の対象となった場合は、その手続が終了した日
- E.法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されている場合または予定されていた場合は、当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日（当行が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）

(3)「休眠預金等代替金」については、以下のとおりとします。

- ①長期間お取引がない場合、この預金債権は消滅し、お客様は、預金保険機構に対する「休眠預金等代替金債権」を取得します。
- ②前記(1)の場合、お客様は、当行を通じて「休眠預金等代替金債権」の支払を請求することができます。なお、当行が承諾した場合は、預金債権を再取得することにより、「休眠預金等代替金債権」の支払を受けることができます。
- ③前記(1)において、次の事由が生じた場合は、預金保険機構に対する「休眠預金等代替金債権」の支払いに関する申出および請求について、あらかじめ当行への委任があつたものとします。
 - A.振込み、口座振替等による第三者からの入金、または法令・契約にもとづく当行からの入金（利子の支払を除きます。）
 - B.手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求（当行が支払の請求を把握できる場合に限ります。）
 - C.「休眠預金等代替金債権」の支払を目的とした強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分等
 - D.「休眠預金等代替金」の一部支払
- ④当行は、次の事項を満たす場合に限り、お客様に代わり「休眠預金等代替金」の支払を請求します。
 - A.当行が「休眠預金等代替金」について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
 - B.手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求に応じること（当行が支払の請求を把握できる場合に限ります。）
 - C.お客様の当行に対する預金債権を再取得する方法により支払うこと

第28条（規定の変更）

- (1)この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認

められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上